

見積参加希望者 各位

(令和 8・9 年度盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格者で、「賃貸借—事務機器・OA 機器」の登録者のうち、盛岡市内に本社を有し、参加を希望する者。)

盛岡市長 内 舘 茂

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として指名したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得（以下「心得」という。）を熟知のうえ見積されるよう通知します。

記

1 随意契約見積対象事項

- (1) 件 名 会計年度任用職員用パソコン端末賃貸借契約（長期継続契約）
- (2) 品名・規格・数量等 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 指導予防課
- (4) 契約期間 令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで
地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約
賃貸借期間 令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで

2 契約条項を示す場所

盛岡市保健所指導予防課

3 見積書提出の日時及び場所

- (1) 令和 8 年 8 月 24 日（月） 9 時 00 分から 15 時 00 分まで
- (2) 盛岡市保健所庁舎 6 階 指導予防課
執行即時開封

4 見積書の提出方法

見積書は、3 (1) の日時に 3 (2) の場所に設置する見積箱に投函すること。
郵便による見積は、認めない。

5 契約書作成の要否

要 賃貸借契約書による。

6 その他

(1) 見積回数

1 回とする。（ただし、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。）

(2) 見積書

見積書は心得第 7 第 1 項によるものとし 契約期間に基づき賃貸借期間に係る月額 で作成すること。決定も 賃貸借期間に係る月額 とする。

なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 見積の無効

心得第 9 に該当する見積は無効とする。

(4) 同等品の取り扱いについて

同等品による見積を希望する者は、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、令和 8 年 8 月 19 日（水）15 時までに指導予防課まで申請すること。審査で合格しない製品での見積は無効とする。

(7) 次年度以降において盛岡市の歳出予算におけるこの契約に係る予算額の減額又は削除があった場合、盛岡市はこの契約を変更又は解除することができるものとする。

(8) 令和 8 年 9 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までは準備期間とし、この期間においては、この契約に基づく業務の履行は無く、支払いも無いものとする。

(9) 支払は賃貸借期間の月払とし、毎月の履行が完了後に所定の方法により請求・支払うものとする。

(10) この見積に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和 8 年 8 月 19 日（水）15 時までに電子メール又は文書（ファックス可）により指導予防課あて提出すること。回答は、見積対象業者にファックスで令和 8 年 8 月 21 日（金）までに回答する。

電子メールアドレス・・・hokenyobou@city.morioka.iwate.jp

盛岡市保健所指導予防課 Tel 019-603-8302、Fax 019-654-5665